

議案説明書

都市建設部 建築指導課

提出議会：令和5年第2回定例会

1 案件名

議案第79号 佐野市手数料条例の改正について

2 概要

「建築基準法」並びに「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、建築関係手数料を改正する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

「建築基準法」の一部改正により、省エネ設備等の設置に関する申請手数料の新設及び所要の規定の整備を行う。

また、「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」の一部改正により、低炭素建築物及びエネルギー消費性能向上計画の認定基準の申請単位が改正されたことに伴う所要の規定の整備を行う。

【主な改正点】

(1) 「建築基準法」の一部改正に伴う所要の規定の整備

(別表建築関係手数料の部の表第12号の2の項、第18号の項、第20号の3の項、第36号の項、第37号の項)

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に併せ、省エネ設備等の設置や既存建築物の改修等の円滑化を図るため「建築基準法」が一部改正となり、容積率の不算入認定制度や建築物の高さ制限の特例許可制度が創設されたことによる申請手数料の新設及び所要の規定の整備を行う。

(2) 「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」の一部改正による所要の規定の整備

(別表建築関係手数料の部の表第44号の項、第45号の項、第50号の項、第51号の項)

低炭素建築物及びエネルギー消費性能向上計画の認定申請に係る共同住宅等の住戸に対する認定制度の廃止及び複合建築物について住宅部分のみ又は非住宅部分のみの認定が可能になったことに伴い、所要の規定の整備を行う。

4 その他の事項

施行日 公布の日